

議案第 30 号

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、白井市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、常勤の特別職の給料月額の改定及び通勤手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 特別職の職員に対して、一般職の職員の例により、通
勤手当を支給する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	単位	給料の額
市長	1箇月につき	851,000円
副市長	同上	707,000円
教育長	同上	666,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号資料

○常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年条例第17号）新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
第2条の2 特別職の職員に対して、一般職の職員の例により、通勤手当を支給する。			(新設)		
(略)			(略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	単位	給料の額	区分	単位	給料の額
市長	1箇月につき	851,000円	市長	1箇月につき	830,000円
副市長	同上	707,000円	副市長	同上	690,000円
教育長	同上	666,000円	教育長	同上	650,000円
(略)			(略)		